

11月はねんきん月間

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。

国民年金加入者の種類と保険料の納め方

国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金の加入が法律で義務付けられています。就職や退職で被保険者区分が変わる場合は、手続きが必要です。

被保険者区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	学生や自営業などとその配偶者	会社員や公務員など(厚生年金加入者)	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納付	月額17,510円(令和7年度)を下記の方法(※)で納めます。	本人負担分が給料から天引きされ、勤務先を通じて納めます。	配偶者の加入している年金制度が負担します。

※第1号被保険者は納付書、口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリ、ねんきんネットから納付方法を選べます。

ねんきんネットで自分の年金記録を確認

年金の日は「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせる日です。

「ねんきんネット」では、いつでも自分の年金記録を確認できます。年金記録からさまざまな条件を設定して、年金見込額の試算をすることもできます。この機会に、「ねんきんネット」で年金記録や年金見込額を確認して、将来の生活設計について考えてみませんか。

●日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

●ねんきん定期便・ねんきんネット

専用ダイヤル/0570-058-555

受付時間/月曜日 8時30分～19時、火～金曜日 8時30分～17時15分、第2土曜日 9時30分～16時

☎国保年金課 995-1813



11月・12月は税の滞納整理強化月間

滞納者の財産の差し押さえを強化します

税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない非常に重要な財源です。県と市では、11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

滞納者の財産は差し押さえられます

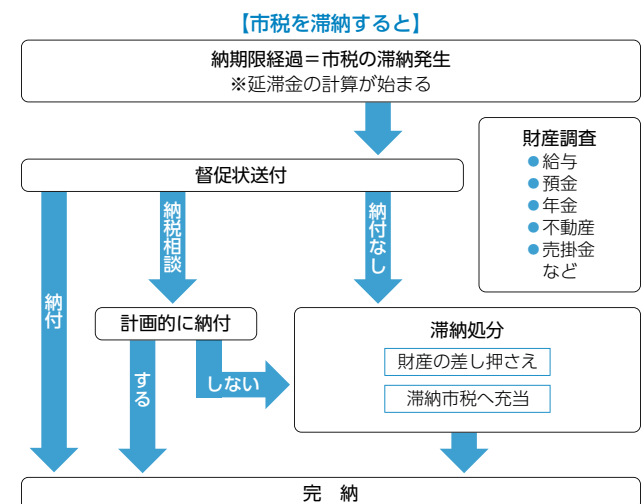
納期限内に納めている納税者との公平性を保つため、滞納者の財産(給与・預金・年金など)を調査します。財産が見つかった場合、その財産を差し押さえます。

納税に困ったら早めに相談を

火災や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で納期限までに納付ができない場合は、直接または電話で相談してください。

11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、インターネットで様々な情報を提供しています。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>
税を考える週間 **検索**

☎税務課(管理納税・徴収対策係) 995-1811